

入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ ～「在学届」を提出してください！～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成21年4月以降も学部又は大学院に在学している場合、「**在学届**」を提出することにより在学期間中の返還が猶予されます。

該当する学生は、下記を参照し届出してください。

記

- 届出対象者…(1)平成21年4月に大学院へ入・進学した学生
(2)以前に「在学届」を提出した者のうち、休学・留年等で平成21年4月以降も引き続き在学している学生
(3)前年度中に貸与が終了(辞退)した者のうち、平成21年4月以降も引き続き在学している学生

平成21年3月満期で奨学金の貸与が終了している奨学生は、リレー口座に加入しているので、10月から引き落としが始まります！リレー口座未加入者の場合は、日本学生支援機構から返還の督促がかかります！

猶予を希望する場合は、至急**在学届**を提出してください。

- 提出先…**本部奨学厚生グループ奨学チーム**

(安田講堂1階学生部センター)

- 提出書類…「**在学届**」

(部局の奨学金担当で、学部長・研究科等長の印を押印の上、提出)

「返還のてびき」に綴じこまれている「在学届」(P27)をコピーして使用するか、日本学生支援機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp>)【日本学生支援機構トップページ→奨学金→〈奨学金の返還〉各種願出用紙→在学届】からダウンロードして使用してください。また、本部奨学厚生グループ奨学チーム(安田講堂1階学生部センター内)でも配付しています。

平成21年6月1日
本部奨学厚生グループ